

議案第 10 号

海老名市企業立地促進条例の一部改正について

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

条例の効力の期限の延長、雇用奨励金の対象の見直し等を行うため

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例

海老名市企業立地促進条例（平成１９年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第６号中「立地の日の前後３０日」を「立地の日後２年」に改め、同項第７号中「障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律」を「障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第４条第１項第２号中「立地に伴う新規雇用従業員１人につき３０万円とし（中小企業者以外にあっては、新規雇用従業員の６人目からとする。）」を「新規雇用従業員１人につき、次に掲げる雇用開始日の区分に応じた額とし」に、「障害者」を「障がい者」に改め、同号に次のように加える。

ア 立地の日後３０日を経過する日まで ５０万円

イ 立地の日後３０日を経過する日の翌日から立地の日後１年を経過する日まで
３０万円

ウ 立地の日後１年を経過する日の翌日から立地の日後２年を経過する日まで
１０万円

第４条第４項中「前３項」の次に「（第１項第２号を除く。）」を加える。

附則第２項中「平成２８年３月３１日」を「平成３１年３月３１日」に、「決定された立地に対する」を「第５条第１項の規定による認定を受けた企業に係る」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第７号の改正規定、第４条第１項第２号の改正規定（「障害者」を「障がい者」に改める部分に限る。）及び附則第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第6号及び第4条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に第5条第1項の規定による認定を受けた企業に係る奨励措置について適用し、同日前に当該認定を受けた企業に係る奨励措置については、なお従前の例による。